

IV. 日本学生支援機構の奨学金

1. 日本学生支援機構の奨学金

日本学生支援機構の奨学金は、返還の必要がない**(1) 給付型奨学金**と、卒業後に自分で返還する必要がある**(2) 貸与型奨学金**があります。貸与型奨学金はさらに、無利子の「第一種奨学金」と、有利子の「第二種奨学金」に分けられています。

○ 給付型奨学金

日本学生支援機構は、平成29年度より新たに、給付型奨学金を実施しています。

大学への進学を目指しているが、経済的理由により進学が困難な生徒に対して、返還の必要がない給付型奨学金を支給するものです。

給付金額

大学の学校区分や、通学方法によって、給付される金額が変わります。

また、国公立大学等で授業料の全額減免を受ける人は、給付額が減額されます。

給付開始時期	大学入学後の4～6月 (振込開始時期は「進学届」提出時期により異なる)
給付月額	国公立 ・ 自宅通学 20,000円 (授業料全額減免者 0円) ・ 自宅外通学 30,000円 (授業料全額減免者 20,000円) 私立 ・ 自宅通学 30,000円 ・ 自宅外通学 40,000円 ※児童養護施設に入所しているなど、社会的養護を必要とする人は、一時金として別途24万円を給付
給付方法	本人名義の口座に毎月振り込み

ポイント

給付奨学生となっても、学業不振や成績不振、また、給付奨学生としてふさわしくない行動があると、給付を打ち切られることがあるので、注意。

○ 貸与型奨学金

貸与型奨学金の種類

貸与型奨学金は、無利子の**(1) 第一種奨学金**と、有利子の**(2) 第二種奨学金**があります。

(1) 第一種奨学金

第一種奨学金は無利子です。例として 国公立（自宅）の場合は、月額①20,000円・②30,000円・③45,000円の3種類の金額から。国公立（自宅外）の場合は、月額①20,000円・②30,000円・③40,000円・④51,000円の4種類の金額から選ぶことになっています。

長所としては、無利子であることから、大学卒業後から始まる返還の中で延滞をしない限りは、借りた金額と同一額を返還すればよいということが挙げられます。また、借りられる金額が高額ではなく、利子もつかないため、大学卒業後の返還が高額にならずに済むといったことも挙げられます。

一方、短所としては、第一種奨学金だけでは必要な金額を賄うことができない可能性があることが挙げられます。

(2) 第二種奨学金

第二種奨学金は、有利子です。月額30,000円から120,000円までの範囲で決められた5種類の金額から選ぶことができます。

なお、医・歯学部は、上限160,000円まで、薬・獣医学部は、上限140,000円まで増額して選択することができます。

長所としては、必要な金額が高額であったとしても、最高120,000円まで（医・歯学部は、上限160,000円まで、薬・獣医学部は、上限140,000円まで）借りることができるということが挙げられます。

一方、短所としては、利子を含めて返還しなければならないため、最終的な返還額が増えてしまうこと、高額を借り入れた場合は、大学卒業後からの返還が経済的に厳しくなることが挙げられます。このため、必要最小限の金額を借りるようにしてください。

例 金利年 0.27% 月額 80,000 円を 4 年間借りた場合
→ 毎月 16,458 円を、大学卒業後 20 年間（42 歳まで）返還する。

ま と め

平成 30 年度進学者の場合

	第一種（無利子）	第二種（有利子）
貸与開始時期	予約採用 在学採用	大学入学後の4月～6月 大学入学後の4月～8月
貸与月額	国公立 ・自 宅 ①20,000円 ②30,000円 ③45,000円 ・自宅外 ①20,000円 ②30,000円 ③40,000円 ④51,000円 私立 ・自 宅 ①20,000円 ②30,000円 ③40,000円 ④54,000円 ・自宅外 ①20,000円 ②30,000円 ③40,000円 ④50,000円 ⑤64,000円	以下の金額から選択する ① 30,000円 ② 50,000円 ③ 80,000円 ④ 100,000円 ⑤ 120,000円 ※医・歯学部は160,000円、 薬・獣医学部は140,000円を 選択することができる。
交付の方法	本人名義の口座に毎月振り込まれる。	
メリット	無利子であるため、延滞をしない限り、 元金の返還のみで済む。 返還額が高額にならずに済む。	高額を借り入れることができる。
デメリット	第一種だけでは必要な金額を賄えない可能性がある。	利子を含めて返還しなければならない。 高額を借り入れた場合、返還が困難となることがある。

ポイント

第一種奨学金は、無利子だが、必要な額を賄えない可能性あり。
第二種奨学金は、高額を借りられるが、その分、返還が大変である。

第一種と第二種の併用・他の奨学金との併用

第一種の奨学金だけで必要な金額を賄えない場合には、第二種も併せて借りる方法（併用）もあります。しかしこの場合、貸与の条件がさらに厳しくなりますので、注意が必要です。

学力基準については第一種と同様ですが、予約採用の場合、家計基準が4人世帯で680万円以下と、第一種単独の貸与と比べて約60万円下がりますので、対象者がより限定されてきます。

もちろん、併用すればその分貸与額が増えますから、大学卒業後の返還額がいくらになるかを十分理解した上で、手続きするようにしてください。

また、日本学生支援機構以外の奨学金制度との併用を検討している場合は、その制度が併用を禁止していないか確認する必要があります。なお、日本学生支援機構側は、他の奨学金制度との併用は禁止していません。

2. 日本学生支援機構の奨学金の申込み

日本学生支援機構の奨学金の申込時期は、大きく分けて2回あります。

1回目は、大学進学前に申込手続きを行う**(1)「予約採用」**、2回目は、大学進学後に申込手続きを行う**(2)「在学採用」**です。

予約採用は、進学前に奨学金を予約する制度（募集は、高校3年の4月頃から）で、進路が明確に決まっていなくても申し込むことができます。

(1) 予約採用の概要（平成30年度進学者の場合）

	給付型奨学金	貸与型奨学金		
		第一種（無利子）	第二種（有利子）	第一種・第二種併用
対象者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等へ進学を希望する高等学校等卒業予定者 ・ " 高等学校等を卒業後2年以内の人 等 		
学力等の基準	各学校が定める推薦基準による。 (詳細は在学する(卒業した)学校へ確認。)	高校1年～申込時までの成績が、5段階評価で平均3.5以上。 ※家計支持者が住民税(所得割)非課税、もしくは生活保護受給世帯の場合、学力基準はなし。	次のいずれかに該当する者 ①高等学校等の成績が平均水準以上 ②特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる ③学修意欲があり学業を確実に修了できる見込みがある	第一種（無利子）と同基準
家計基準 ※4人世帯・自宅通学の場合の収入の目安	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家計支持者が住民税非課税世帯 ・ 生活保護受給世帯 ・ 社会的養護を必要とする人 	747万円以下※	1,100万円以下※	686万円以下※
人物・健康等基準	各学校が定める推薦基準による。 (詳細は在学する(卒業した)学校へ確認。)	—	—	—
申請時期	進学する前年に、在学する(卒業した)高校を通じて申込み ※要校長推薦 (募集:進学の前年の春)	左記のとおり	進学する前年に、在学学校を通じて申込み (募集:進学の前年の春～秋の予定)	左記のとおり

ポイント

給付型奨学金の推薦基準は各学校で設定。
(※ 詳細は在学する(卒業した)高等学校等へ)

在学採用は、進学後(募集は、原則として毎年春)に奨学金を申し込む制度で、予約採用を申し込まなかった方や予約採用で不採用となってしまった方も申し込むことができます。

このため、経済的に不安がある方は、あらかじめ予約採用で申し込みをし、進学先が決定したときに、借りるのか否か、借りる場合にはいくら借りればいいのかを決める方法もよいかと思われれます。

ただし、給付型奨学金は予約採用のみの受付となっているので、注意してください。

(2)在学採用の概要(平成29年度在学者の場合)

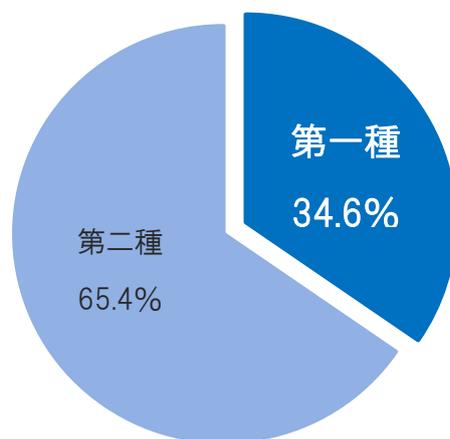
	第一種(無利子)	第二種(有利子)	第一種・第二種併用
学力基準	高校2~3年の成績が 5段階評価で、 平均3.5以上 ※家計支持者が住民税(所得割)非課税、もしくは生活補受給世帯の場合、学力基準はなし。	次のいずれかに該当する者 ①高等学校等の成績が平均水準以上 ②特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる ③学修意欲があり学業を確実に修了できる見込みがある	第一種(無利子)と同基準
家計基準 ※4人世帯・自宅通学の場合の収入の目安	国公立 742万円以下 私立 800万円以下	国公立 1,096万円以下 私立 1,143万円以下	国公立 680万円以下 私立 747万円以下
申請時期	入学後に、在学する大学を通じて申込み (募集:原則として、毎年春)		

ポイント

- ・経済的に不安がある場合は、進路が明確に決まっていなくても、予約採用の申し込みを検討しておいた方がよい
- ・給付型奨学金は、予約採用のみの申込み受付

第一種奨学金は無利子なので、大学卒業後から始まる返還の中で延滞をしない限りは、借りた金額と同額を返還すればよいことから、比較的借りやすい奨学金なのですが、学力基準と収入基準が厳しく設定されています。

なお、基準が厳しいということは、第一種の貸与者数が、全貸与者の約1/3しかいないということからも、お分かりいただけると思います。



◎ 日本学生支援機構の奨学金貸与実績（平成26年度）

（独立行政法人日本学生支援機構・平成26年度「学生生活調査」調べ）

第二種奨学金は、有利子の奨学金となっていますので、借りた金額以上を返さなければならない奨学金です。借りる金額が高ければ高いほど、返還年数が長ければ長いほど、最終的に支払わなければならない金額が増えます。

貸与の手続きをする際は、返還の金額や年数を十分理解した上で、手続きをすることが必要です。

返還金額の見込みについては、28ページ以降の「進学費用シミュレーション」を参考にしてください。

ポイント

第一種奨学金は、無利子だが、貸与基準が厳しい。

第二種奨学金は、有利子なので、返還金額や返還年数に十分注意を。

「利率固定方式」と「利率見直し方式」の違い

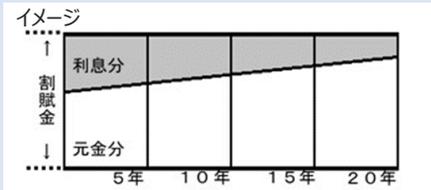
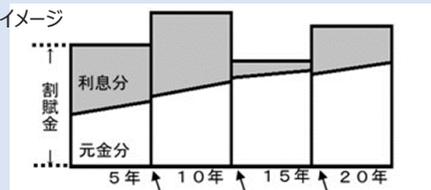
日本学生支援機構の第二種奨学金は有利子ですが、その利子の付き方は2種類あり、貸与の手続時には、そのいずれかを選ぶ必要があります。

1つは、**利率固定方式**で、貸与終了時（貸与手続時ではありません）に決定した利率が返還完了まで、そのまま適用されるというものです。

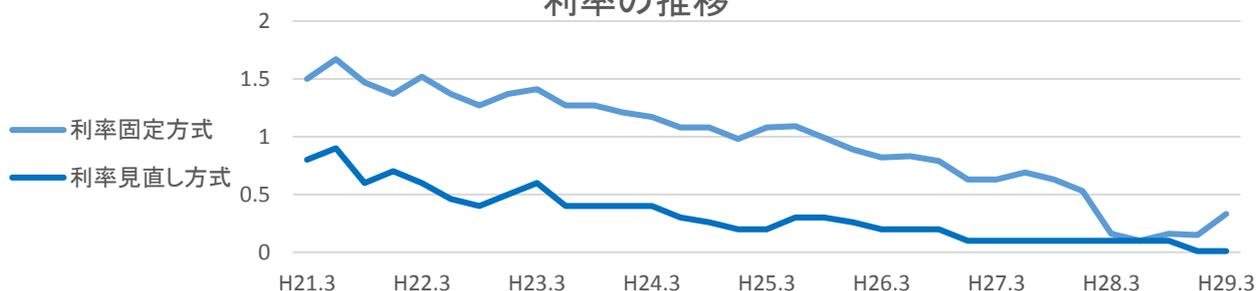
もう1つは、**利率見直し方式**で、返還中おおむね5年ごとに利率を見直すというものです。

一概に、どちらが得か損かといえるものではありませんので、以下の表にある特徴を見比べながら、本人がよく考えて判断してください。なお、利率の算定方法は、貸与手続時に選択した後も、貸与期間が終了する年度の一定期間まで変更することができます。

ちなみに、利率は、平成30年1月現在、利率固定方式で年0.27%、利率見直し方式で年0.01%となっています。

	利率固定方式	利率見直し方式
種別	固定金利	変動金利
利率	貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用される。 (利率の上限：年3%)	貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直す。 (利率の上限：年3%)
金利 (平成30年1月現在)	年0.27%	年0.01%
割賦金（1回あたりの返還額）の概略図	利率が返還完了まで一定のため、割賦金は一定。 イメージ 	利率が5年ごとに見直されるため、割賦金が増減する。 イメージ 
メリット	返還中に、市場金利が上昇しても、金利が変わらない。	返還中に、市場金利が下降した場合は、金利が下がる。
デメリット	返還中に、市場金利が下降した場合は、金利が上がる。	返還中に、市場金利が上昇した場合は、金利が上がる。

利率の推移



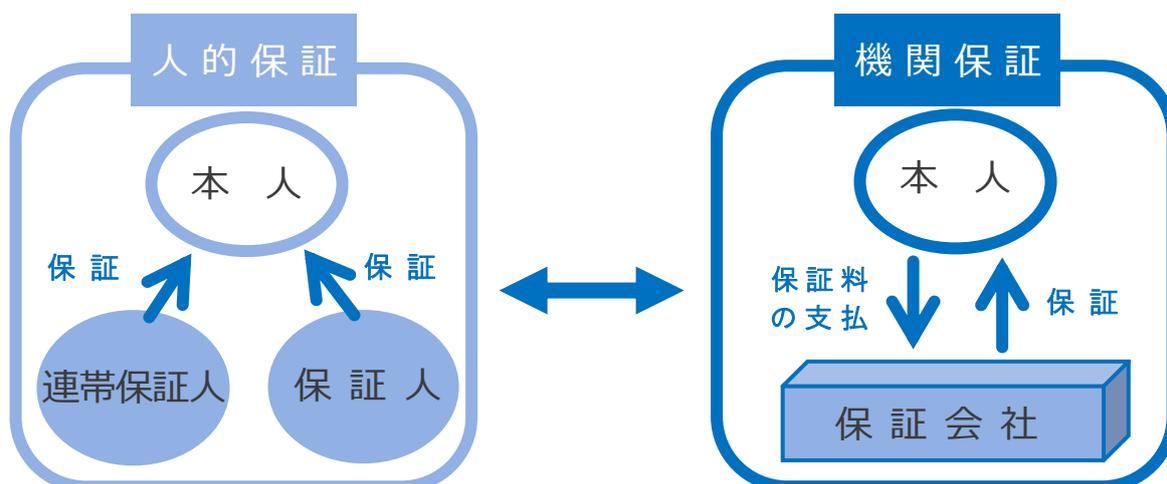
「人的保証」と「機関保証」の違い

お金を借りる際には、保証人をたてなければ借りられないという話をよく聞くことがあると思いますが、日本学生支援機構の奨学金の場合は、貸与のルールとして「人的保証」と「機関保証」の2つの種類があります。

第一種、第二種を問わず、貸与の手続時には、いずれかを選択しなければなりません。

人的保証は、連帯保証人と保証人の両方をたてるものです。返還が滞った場合は、この方々に請求がいくことがあります。トラブルにならないよう、本人が返還をしっかりと行うことはもちろん、連帯保証人や保証人となっていただく方々に、万一の場合は御迷惑をかける可能性があることを十分に理解していただく必要があります。

機関保証は、保証機関に保証料を支払うことで、連帯保証人や保証人をたてる必要がなくなるものです。この制度を利用すれば、連帯保証人や保証人を頼む手間は省けますが、受け取る奨学金から保証料が差し引かれますので、注意が必要です。



※連帯保証人

本人と連帯して返還の責任を負う人です。原則として、父母のどちらかになりますが、年齢などのさまざまな条件があります。

※保証人

本人と連帯保証人が返還できなくなったときに、本人に代わって返還する人です。原則として、おじ・おば・兄弟姉妹等ですが、年齢や別生計であることなどのさまざまな条件があります。

	人的保証	機関保証
特徴	連帯保証人、保証人の両方をたてて、奨学金を借りる	保証機関への保証料を支払うことで、奨学金を借りる <保証料の目安> (平成29年度採用者) 第一種奨学金月額 64,000 円を4年間借受・・・ 3,137 円/月
メリット	毎月の奨学金を満額で受け取れる	連帯保証人、保証人の引受人を探す必要がない
デメリット	連帯保証人、保証人の引受人を探さなければならない 原則として変更できない	毎月の奨学金から保証料が差し引かれる

3. 日本学生支援機構の奨学金の返還

貸与型奨学金は、本人が借りるものであり、大学卒業後に必ず返済しなければならないものです。

奨学金の返済方法は、平成29年4月から新たに始まった**(1) 所得連動返還方式**と、従来からの**(2) 定額返還方式**の2種類があります。

いずれの方法も、大学卒業後7か月目から返還が開始となり、貸与終了時に登録する口座から、返済額が引き落とされます。

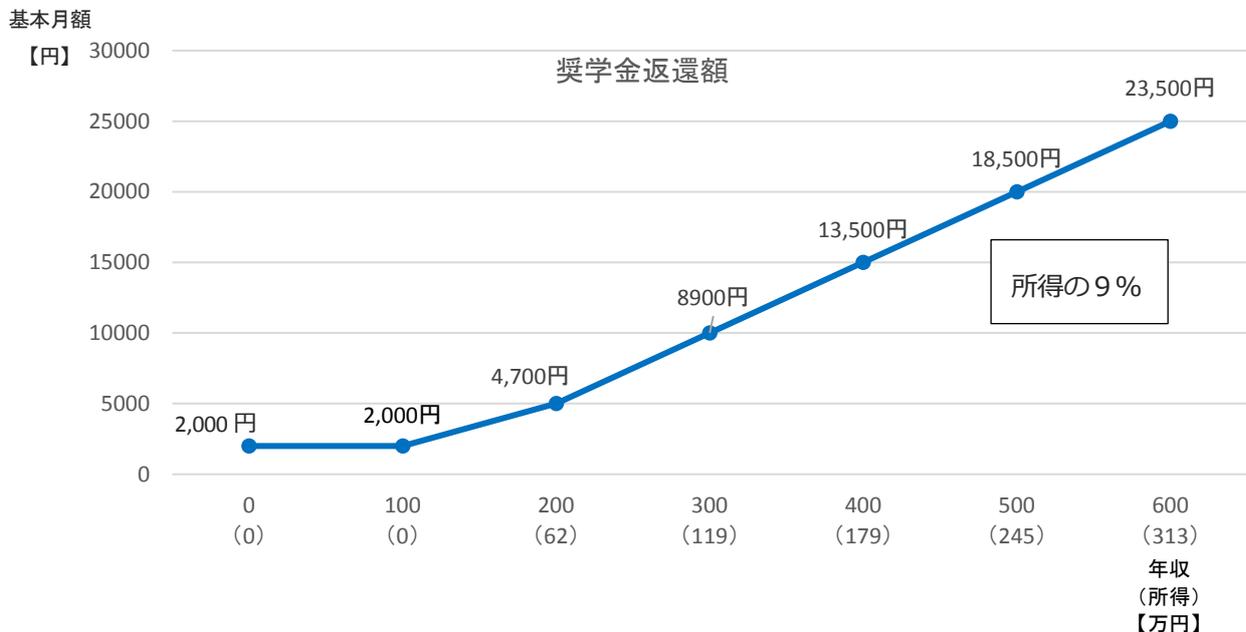
例 3月に大学を卒業 → 10月から返還開始

(1) 所得連動返還方式

第一種奨学金（無利子奨学金）貸与者の中で希望した人が、所得連動返還方式の対象になります。最低返済額は2,000円からで、卒業後の収入に応じて月々の返済額が変わります。これにより、奨学金返還の負担を減らすことができます。

返還イメージ

月額54,000円を4年間借りた場合の返還イメージです。下のグラフの通り、年収に応じて返済額が変動しているのがわかります。



また、経済的に返済が困難な人への救済措置として、年収300万円以下の場合、申請により通算10年間の返済猶予を受けることができます。

(2) 定額返還方式

第一種奨学金（無利子奨学金）貸与者の中で希望した人と、第二種奨学金（有利子奨学金）貸与者全員が、定額返還方式の対象になります。毎月一定額を返済していきます。

返還額の例

	貸与月額	貸与総額	毎月返還額	返還年数
第一種（無利子）	30,000 円	1,440,000 円	9,230 円	13 年
	45,000 円	2,160,000 円	12,857 円	14 年
	51,000 円	2,448,000 円	13,600 円	15 年
	54,000 円	2,592,000 円	14,400 円	15 年
	64,000 円	3,072,000 円	14,222 円	18 年
第二種（有利子） 利率固定方式 （金利 0.27%） （平成 30 年 1 月末現在）	30,000 円	1,440,000 円	9,406 円	13 年
	50,000 円	2,400,000 円	13,623 円	15 年
	80,000 円	3,840,000 円	16,458 円	20 年
	100,000 円	4,800,000 円	20,573 円	20 年
	120,000 円	5,760,000 円	24,687 円	20 年
第二種（有利子） 利率見直し方式 （金利 0.01%） （平成 30 年 1 月末現在）	30,000 円	1,440,000 円	9,236 円	13 年
	50,000 円	2,400,000 円	13,343 円	15 年
	80,000 円	3,840,000 円	16,016 円	20 年
	100,000 円	4,800,000 円	20,020 円	20 年
	120,000 円	5,760,000 円	24,025 円	20 年

※ 平成 30 年 1 月末現在の金利で計算しています。

※ 金利が変わると毎月返還金額も変わります。